

平成 26 年 度

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

湯沢町監査委員

高野 繁太郎

角 谷 勉

<目 次>

第1 審査の概要	1
第2 審査の結果	1
第3 事務事業の執行にあたっての意見	2
第4 決算の概要	4
1. 一般会計について	4
2. 国民健康保険特別会計について	6
3. 後期高齢者医療特別について	6
4. 介護保険特別会計について	6
5. 下水道特別会計について	7
6. 基金の運用状況について	7

平成26年度湯沢町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに 基金の運用状況審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- 1) 平成26年度湯沢町一般会計歳入歳出決算
- 2) 平成26年度湯沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3) 平成26年度湯沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4) 平成26年度湯沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5) 平成26年度湯沢町下水道特別会計歳入歳出決算
- 6) 平成26年度基金の運用状況

付属書類

湯沢町各会計歳入歳出決算事項別明細書
実質収支に関する調書
財産に関する調書

2 審査の期間

一般会計 平成27年7月22日、23日、24日
特別会計 平成27年7月16日、17日 合計5日間

3 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査、月例出納検査等の結果も参考にしながら、審査を行った。

また、基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査した。

第2 審査の結果

1 総括

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その

他証書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

2 基金の運用状況

審査に付された平成 26 年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果誤りのないものと認められた。また、基金の運用状況は妥当であると認められた。

第3 事務事業の執行にあたっての意見

1 町税及び各種料金等における収入の確保について

当年度の一般会計における町税収入は、3,934,147 千円で前年度比 56,631 千円の減少と、税収は年々減少傾向にあります。徴収率は当年度 77.7%で前年度比 0.2 ポイントの減少となりました。現年度分は 0.5 ポイントの改善が見られたものの、滞納繰越分は 2.1 ポイントの大幅減少となっています。

調定額ベースにおいても年々税収が逓減して行く中で、徴収率の悪化は町としても非常に憂慮すべき事態と解します。

また、国保会計は徴収率 83.0%で前年度比 0.2 ポイントの減少、介護保険は 96.3%で 0.5 ポイントの減少、いずれの会計も特段に滞納繰越分の徴収率が大きく減少しています。

このことは、従前より実施されてきた徴収方法だけでは、徴収実績の維持向上を図ることが極めて困難な状況であるとも解せます。課職員の徴収技術の向上を図る中で、新たに且つ積極的な徴収方法の方策を住民サービスの観点からも早急に検討し実施して、徴収率の向上による町税収入等の確保を図って下さい。

また、当然のことながら担当職員は関係法令等の本旨を十二分に理解し、適切かつ費用対効果も鑑みた事務処理の執行に今まで以上に努めて下さい。

2 歳入における滞納について

一般会計歳入予算の約4割超を占める町税収入が逓減していく状況において、平成 26 年度末現在、町税調定額の 2 割超となる 1,069,947 千円の滞納があります。滞納の解消は町税に限らず、介護保険料等、特別会計や他の歳入費目などにも共通した全庁的な喫緊の重要課題です。

滞納額が多額で推移すれば、町民の納税意欲の低下や町政に対する不信感を招きます。町民からの信頼維持と安定財源の確保を図るため、地域経済への影響等を考慮しながら、滞納の解消に向けて今まで以上に毅然した対応で取組んで下さい。

また、平成 26 年度は一般会計で 56,214 千円、国保会計で 2,021 千円、介護会計で 1,400 千円、後期会計でも 8 千円の保険料が消滅時効等で不能欠損となりました。当然のことながら、正規に納付している者との公平を図るためにも、不能欠損処理については、担当部署において関係法令等を遵守し、今後も適正に処理して下さい。

3 経常経費の削減について

年々税収が逡減する状況が確定的な中で健全な財政を維持するためには、当然のことながら必然的に経費を削減することが求められることになります。これまでも事務事業評価制度に基づく各種事業の見直しや経費の削減を実施してきたところですが、経常収支比率が87.9%と前年に比して1.2ポイント上昇し、財政の硬直化がさらに進捗していることを鑑み、今まで以上になお一層の経常経費の削減に努めて下さい。

日頃から経費の節減意識の高揚を図り、各種保守料の契約更新時での見直し、庁舎内及び関連施設のLED化の促進、安価電気供給会社の利用等を検討することと併せて、職員ひとりひとりが担当業務を執行することにおいても高いコスト意識と高い法令遵守の意識を持ち、従前からの前例踏襲に捉われず、より一層の効率的かつ効果的な事務執行を実施されることを切望します。また、これが町民に対する質の高いサービスの提供にも必然の条件と解します。

4 職員等の時間外勤務について

平成26年度の各部署における時間外勤務の状況について調査・確認を実施したところ、部署間において時間外勤務時間の偏在化は認められますが、各部署とも総じて前年度より増加しています。また、年間200時間以上の時間外勤務をしている職員も9名存在していることが判明しました。

時間外勤務の増加は、効率的な経費執行の点からも決して好ましいことではありません。また、同時に職員の健康管理面から見ても過度な時間外勤務には問題があるところです。平成27年度も平成26年度から引続きである、住民税に係る過誤納金の還付業務やマイナンバー制度施行に伴う準備作業及び介護保険制度の大規模改正等、職員の事務量が増大する業務が山積しています。

従前に比してより一層の効率的、効果的な業務執行体制を検討して下さい。また併せて、適正人員の配置に努めるとともに、業務の平準化を図る中で時間外勤務の管理体制の強化を望みます。

なお、一般会計及び特別会計の決算の概要並びに基金の運用状況については、以下のとおりです。

第4 決算の概要

1. 一般会計について

歳入総額 8,087,158 千円、歳出総額 7,193,047 千円、実質収支は 321,539 千円の決算となっています。なお、本年度決算には、住民税の課税誤りによる過誤納還付金及び返還金で 32,307 千円の処理が含まれています。

財政分析

財政力指数及び経常収支比率等の年度別推移をみると、次表のとおりである。

区分	当年度	前年度	24年度	23年度	22年度
財政力指数	0.997	0.996	0.999	1.103	1.164
(過去3カ年平均)	0.997	1.033	1.089	1.166	1.232
経常収支比率	87.9%	86.7%	85.1%	81.1%	81.0%
実質収支比率	7.9%	5.1%	6.9%	7.0%	7.0%
公債費比率及び公債費負担率	— 1.5	— 1.5	— 1.7	— 1.6	— 1.9

- ・財政力指数は、地方公共団体の財政上の能力を示す指数をいい、この3カ年平均値の指数が「1」に近いほど財政力が強いと見ることができ「1」を超える団体は、普通交付税の不交付団体であって、それだけ余裕財源を保有していることになる。

当年度は、単年度 0.997、3カ年平均で 0.997 となっており、一定の余裕財源は確保されているものと見ることが出来る。

- ・経常収支比率は、通常、財政構造の硬直度なり弾力性を示すものとされる指標で、この比率が高いほど経常余剰財源が少なく、財政の硬直化が進んでいると言える。一般的には、町村にあっては 70%におさまることが妥当であると考えられる。

当年度は、87.9%であり、70%は超えているものの、県内町村平均値（平成 25 年度 83.0%）に比べ極めて高い数値とはなっていない。

- ・実質収支比率は、地方公共団体の決算の決算余剰または欠損の状況を財政規模との比較で表したもので、一概にはいえないが、3%～5%程度が望ましいと考えられている。

当年度は 7.9%で前年度比 2.8ポイント悪化している。

- ・公債費比率は、経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額の比率で公債の元利償還額の負担の状況を示す指標である。この比率が高いほど財政硬直化の一因となるものとされており、この比率が 10%を超えないことが望ましいとされている。

当年度は、昨年度と同様に 1.5%であり、適正数値を大幅に下回って良好な数値となっている。

行政運営の今後

平成 26 年度は単年度における財政力指数が 0.997 となり、湯沢町は平成 24 年度より 3 年連続で普通交付税交付団体となりました。町の財政は、現在のところ健全な状態を維持していますが、町税収入が今後も逓減していくことはほぼ間違いありません。また、今後も町民サービスの提供レベルを下げずに引続き提供していくためには、より一層の生活環境の整備や福祉、医療の充実などの難題の克服に立ち向かわねばなりません。まずは、最小の経費で最大の効果を挙げるといふ財政の基本原則を十二分に認識し、業務及び事務執行体制の見直しなどを早急に実施し、従前よりもより一層の経常経費の抑制に努めることを切望します。その上で、観光の町として景気を浮揚する施策や就労の場の確保を通して人口減少に歯止めをかけ、併せて、地方創生施策の観点においても将来にわたり町民が安心して暮らせる町づくりをより一層進めて下さい。

2. 国民健康保険特別会計について

歳入総額が 1,182,911 千円、歳出総額が 1,135,021 千円となり、実質収支では 47,890 千円の黒字決算となっていますが、一般会計から 51,169 千円の法定外繰入れを含む 115,303 千円の繰入を実施しています。また、国保支払準備金は当年度 33,682 千円取崩し、23,482 千円の残高となりました。

- ・国民健康保険加入者は、対前年で世帯数は22 世帯減の 1,701世帯、被保険者数は119人減の2,932人となり、町人口の約 35.7%が加入している状況となっています。なお、国保税の未納が48,068 千円にも達し、不納欠損も2,021 千円にも上っています。また、徴収率についても83.0%と対前年比で0.2 ポイントの減少となりました。国保会計の健全運営上からも、また納税者間の公平性においても由々しき事態であると解しますのでさらに徴収率向上に努めるべく、新たな対策を早急に講じて下さい。

3. 後期高齢者医療特別会計について

平成 25 年度決算では、歳入総額が 82,235 千円、歳出総額が 81,968 千円で、実質収支は 267 千円の黒字決算となりました。なお、一般会計から 19,619 千円を繰入れを実施しています。

- ・保険料で受けた歳入のほとんどを、新潟県の後期高齢者医療広域連合に負担金として支出する会計です。保険料の未納額は285 千円と昨年に比して213 千円も増加しました。またここ数年においては不納欠損がありませんでしたが今年度においては 8 千円の不能欠損を実施しています。同様に徴収率も従前は限りなく 100%に近かったのですが、0.4 ポイントほど減少しています。この状況を受けて、新たな徴収対策を講じる必要があると解します。早急に検討し対応して下さい。

4. 介護保険特別会計について

歳入総額が 821,238 千円、歳出総額が 803,621 千円、実質収支では 17,617 千円の黒字決算となりました。なお一般会計より 131,977 千円の繰入を実施しています。

- ・介護保険料の徴収率の通減傾向が顕著に見て取れます。特に滞納繰越分については前年比 5.2 ポイントもの減少で徴収率は 13.5%にしか達しませんでした。介護保険の制度上、特別徴収分については確実に徴収出来るものとはいえ、普通徴収分の徴収率の大幅な低下は看過出来得る状況ではありません。被保険者間の公平性の担保は何より大事なことで解します。普通徴収対象者についてコンビニ収納の可否を検討するなど新たな対策を検討し、早急に講じて下さい。

5. 下水道特別会計について

歳入総額が 1,167,835 千円、歳出が 1,096,110 千円で、継続費通次繰越額が 370 千円、繰越明許費繰越額が 19,690 千円を含めた実質収支は 51,665 千円の黒字決算となっています。なお、一般会計より 615,646 千円を繰入れ、下水道施設改修基金の取崩し 62,391 千円、合計 678,037 千円の繰入れを実施しています。また、本年度決算には過誤納還付金 14,747 千円の処理が含まれています。

- ・使用料の徴収率は昨年度比 2.7 ポイントも改善し、90.2%となりました。税収や他の料金等の徴収が伸び悩むなか、職員が一丸となって取組んだ納付の勧奨がさらに進展し、結実したものと解します。今後の景気動向については未だ不透明要素も少なからずありますが、引続き平成 27 年度においても徴収率が低下することのないよう、また更なる上昇に向けてコンプライアンスを遵守しつつ滞納には適切かつ毅然と対応して下さい。

6. 基金の運用状況について

各会計の基金の総額は、平成 25 年度末の 2,786,439 千円から 820,947 千円減少し、平成 26 年度末には 1,965,492 千円となっています。

- ・一般会計および特別会計の主な基金の増減については、学園建設費の支払等に取り崩しを実施したことから、財政調整基金で 169,307 千円の減少となりました。また、学校施設整備基金においては前年度末基金現在高 566,463 千円全額を学園建設費拠出のため取崩しました。なお、基金自体の廃止はされていません。

- ・平成 26 年度中は廃止の基金がありませんでしたので、基金数については当年度末で 10 のままであり、変動ありませんでした。

- ・基金の管理・運用は適正に行われていると認めます。これからも各会計の歳入は、構造的に通減傾向がより一層進捗するものと見込れます。そのような状況下において、基金は大変貴重な原資であることは言うまでもありません。地方自治法の本旨を十分に鑑み、確実かつ効率的に基金の運用がされることは当然のことですが、運用額と資金の余裕とのバランスを第一に心掛け、資金不足という最悪の事態に陥ることがないように細心の注意を払って下さい。